

法律コラム：家庭に関する問題（2014.1 執筆）

家庭裁判所は、家庭に関する事件について、法律的に白黒をつけるというのではなく、紛争の背後にある原因を探り、どのようにすれば、家庭や親族の間で起きた色々な問題が円満に解決されるのかということを中心に考えて、それぞれの事案に応じた適切妥当な措置を講じ、将来を展望した解決を図るという理念に基づいた裁判所です。

思えば、家庭生活と一言と言っても、それは色々な変化を伴う中で各人多様な家庭生活を営んでいるわけですから、常に平穏無事であるとは限らないものです。むしろ、どの家庭にも、大小の差はあれども一つや二つ、お悩み事を抱えている方が普通なのかもしれません。そんな時、以下の場面等では家庭裁判所を利用することで、よりよい解決ができる場合も多いように思いますので、ご参考にさせていただければと思います。

～出生に伴って～

◦自分の子どもであるということを相手（父）に認めてほしい！

～未成年時代～

◦子どもの財産を管理する人がいない！

◦子どもに対する虐待がある！

◦子どもが非行に関わってしまった！

～夫婦に関して～

◦夫（妻）が生活費を渡してくれない！

◦親族同士の仲違いをどうにかしたい！

◦夫婦（内縁関係）のもめ事を解決したい！

◦夫（妻）の浮気相手に対して何とか言っていきたい！

～親子に関して～

◦親権者になりたい！親権者を変更したい！

◦離れて暮らす子どもと面会したい！

◦養育費を請求したい！養育費を増（減）額してほしい！

◦養子縁組を解消したい！

～高齢化に伴って～

◦判断能力が弱ってきた時の生活をどうにかしてほしい！

～相続に伴って～

◦故人の借金を引き継ぎたくない！

◦遺産相続について遺族間で取り決めしたい！

。出てきた遺言書をきちんと取り扱ってほしい！

以上、代表的な場面を列挙しましたが、その他の場面についても家庭裁判所では様々な手続が用意されていますので、どうぞお気軽に弊所までお問い合わせ、ご相談いただければと思います。

私は、これまでたくさんの案件を経験する中で、特に家庭に関する事件は、法律的な観点からの判断はもちろん、それに加えて相互の感情的な対立を解消することをも求められていることを強く実感しています。このことを肝に銘じ、引き続き、依頼者の皆様の気持ちに寄り添うことを大切にして、リーガルサービスを提供させていただく所存です。